平成２２年（フ）第１０３号
山口県下松市大字末武下493番地
債務者　高橋　裕司
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１５５７号
神奈川県大和市福田４丁目８番地２　パークヒル参番館307号
債務者　吉田　隼人
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９７３号
横浜市神奈川区神大寺４丁目８番29号　アインス201号
債務者　松村　若奈（旧姓雨宮）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９９５号
横浜市港南区大久保２丁目12番20号
債務者　清水　武久
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２０８号
横浜市南区六ツ川２丁目24番地１　泉タウン34　102
債務者　原田　　勉
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２０９号
横浜市南区六ツ川２丁目24番地１　泉タウン34　102
債務者　原田　金惠
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８０号
愛知県豊橋市石巻町字野田18番地　７―303
債務者　足立　和宏
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１９１号
愛知県豊橋市馬見塚町130番地の３
債務者　河合　紀明
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１９６号
愛知県豊川市谷川町天王197番地
債務者　清水　隆裕
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１９７号
愛知県豊川市赤坂台1316番地２
債務者　小川マルコス正一こと　オガワ　マルコス　ショウイチ
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１９８号
愛知県豊川市赤坂台1316番地２
債務者　小川ルジネッチこと　オガワ　ルジネッチ　タブラ
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２０１号
愛知県豊橋市柳生町46番地１―Ａ
債務者　岩田いづみ
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２２３５号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目37番地10　青木ハイツ
債務者　小林　麗子（旧姓勝山）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４１号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目15番20号　メゾンドール高丘３―Ｃ、前住所静岡県浜松市中区高丘東３丁目11番24号
債務者　松下　光一
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
静岡県浜松市浜北区横須賀560番地の２、前住所静岡県浜松市浜北区横須賀560番地の４
債務者　袴田　哲次
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係